【国内募集型企画旅行 旅行条件書】

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び 同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、ライトンコスモ株式会社(以下、当社といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約といいます)を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅程日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、 宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることがで きるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、パンフレット、ホームページ、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、パンフレット、ホームページに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の画面に必要時事項をご記入いただ〈場合もございます。いただいた申込金は旅行代金または取消料、違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- (2)当社は、郵便・ファクシミリその他の通信手段により旅行契約の予約申込を受け付けます。
- この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から 起算して3日以内に申込金と申込書を提出していただきます。
- この期間内にお支払いがない場合は、当社は予約申込はなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。郵便・ファクシミリ等の通信手段によるお申込みの場合、当社が申込を承諾する通知を発したときに成立します。ただし e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに契約が成立するものとします。
- (4)募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出て 〈ださい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5)本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (6)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者としての契約責任者から、旅行の申込があった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (7)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (8)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または

義務については、何ら責任を負うものではありません。

(9)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ 契約責任者が専任した構成者を契約責任者とみなします。

3.お申込条件

(1)20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動 もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合が あります。
- (5)お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用い当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込の際に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。
- あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7)本項(6)のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる処置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社6の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)を交付します。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。 ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日(以下「基準日」といいます)より前にお支払いいただきます。ただし、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点または旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6.旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上 (航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども料金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、募集広告、ホームページまたはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加料金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等の観光料金および消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3)その他ホームページ、パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)旅行日程中の自由行動、お客様負担等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (3)空港施設使用料(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます)
- (4)クリーニング·電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税·サービス料
- (5)希望者のみ参加されるオプショナル・ツアーの料金
- (6)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (7)1 人部屋を使用される場合の追加代金

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10.旅行代金の額の変更

- (1)当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- 1.利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変更等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額または減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 2. 当社は本項1の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項1の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 3.第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が減少または増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更することがあります。
- 4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

11. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料とともに当社らに提出していただきます。 (既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12.旅行開始前の契約解除

(1)お客様による契約の解除

1.お客様は以下に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。解除日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除日	取消料
ア.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20	旅行代金の 20%以内
日前(日帰り旅行にあたっては10日前)に当たる日以	
降に解除する場合(イ~オを除く)	
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日	旅行代金の 30%以内
前に当たる日以降に解除する場合 (ウ~オを除く)	
ウ.旅行開始日の前日に解除する場合(エ~オを除く)	旅行代金の 40%以内
工.旅行開始日当日に解除する場合(オを除く)	旅行代金の 50%以内
オ.旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて 払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

- 2. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ア. 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - イ.第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - エ. 当社らがお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同行に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - オ. 当社らの責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2)当社による旅行契約の解除

- 1.お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは本項(1)1に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 2.次の項目に該当する場合は、当社らは旅行契約を解除することがあります。
 - ア.お客様が当社の予め明示した性別·年齢·資格·技能·その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ.お客様が第3項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - ウ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認

められたとき。

- エ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある と認められたとき。
- オ、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- カ、お客様の人数が、ホームページ、パンフレット等に記載した最小催行人員に満たないとき。
- キ.スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ク. 天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

13.旅行開始後の旅行契約解除

- (1)お客様による契約の解除
- 1.旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 2. お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず最終旅行日程表に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- 3. 本項(1)2 の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、本項 1(2)が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2)当社による旅行契約の解除
- 1. 当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ア.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に 従わないとき、又はこれらの者又は同行する他のお客様に対する暴力又は脅迫などによ り団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ.お客様が第3項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - エ.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

- 2. 当社が本項(2)1 の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3.本項(2)1の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供をうけていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。4. 当社は、本項(2)1のア、エの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地へ戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けま

14.旅行代金の払い戻し

す。

当社は、「第 10 項の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 12 項および第 13 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

15. 旅程管理

- (1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
- 1. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- 2.本項(1)1の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

16. 添乗員等

- (1)添乗員の同行の有無は、パンフレットなどに明示します。
- (2)添乗員の同行する旅行にあたっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあたっては現地 添乗員が、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務を行いま す。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は

原則として8時から20時までとします。

(3) 添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

17. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行の履行にあたって、当社の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)ただしお客様が次の事由等により、損害を被った場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
- 1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 2. 運送·宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは 旅行の中止
- 3. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- 4. 自由行動中の事故
- 5.食中毒
- 6. 盗難
- 7. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日 程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 8. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償します。

18. お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を 賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権威義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社に申し出なければなりません。

19.特別補償

(1)当社は第17項(1)の規定に基づく当社の責任に生ずるか否かを問わず、

当社の募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、

死亡補償金 1,500 万円、後遺障害補償金(限度額として)1,500 万円、

入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、

通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。

携行品にかかる損害補償金はお客様1名につき15万円をもって限度とします。

(ただし、1 個または1 対についての補償限度は10万円)

現金、貴重品、重要書類、撮影済のフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

(2) お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登はん(ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。(3)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第 17 条により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された場合にはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務ともに履行されたものといたします。

(4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(オプショナルツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

20. 旅程保証

(1)当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の 1·2·3 で規定する変更を除きます)が生じた場合は、第 6 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

- 1. 次に掲げる事由による変更
 - ア. 天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動

- エ. 官公署の命令
- オ、欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保にため必要な措置
- 2.第12項から第13項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 3.パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供をうけることができた場合
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき 旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1募集型企画旅行 につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項との規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又はサービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件当たりの率(%)	
	旅行開始日の前日ま	旅行開始日以降にお
	でにお客様に通知し	客様に通知した場合
	た場合	
契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変	1.5	3.0
更		
契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レ	1.0	2.0
ストラン含む)その他の旅行の目的地の変更		
契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより	1.0	2.0
低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより		
低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備		
のそれを下回った場合に限ります。)		
契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変	1.0	2.0
更		
契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港また	1.0	2.0
は旅行終了地たる空港への異なる便への変更		

契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
(変更後の宿泊機関の等級がパンフレットなどに記載した宿		
泊機関の等級を上回った場合を除きます。)		
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景	1.0	2.0
観、その他の客室条件の変更		
上記の1~7に掲げる変更のうち契約書面のツアータイト	2.5	5.0
ル中に記載があった事項の変更		

注 1)確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービス内容の間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

- 注 2) または に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は 1 泊につき 1 件として取り扱います。
- 注 3) に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注 4) または もしくは、 に掲げる変更が 1 乗車船等または 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等または 1 泊につき 1 件として取り扱います。
- 注 5) に掲げる変更については、からの率を適用せず、の率を適用します。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。

22. 国内旅行保険への加入について

安心にご旅行していただくため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることを強くお勧めいたします。

23. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行の申込受付に際し、所定の申込用紙に記載された項目についてのお客様の個人情報を取得いたします。
- (2)前号により取得した個人情報はお客様との連絡、運送・宿泊機関等の手配や提供のため、アンケートのお願い、統計資料作成に利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の緊急連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で緊急連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させて頂きます。お客様は、緊急連絡先の方の

個人情報を当社に提供することについて緊急連絡先の方の同意を得るものとします。

24. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。 (2)お客様の便宜を図るため土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客
- (3) 当社はいかなる場合も、旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第 17 項(1)並びに第 20 項(1)の責任を負いません。

企画・実施 ライトンコスモ株式会社(福岡県知事登録旅行業第 2-805 号) 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 2 丁目 1-21 駅西幹線ビル 6 階

旅行業務取扱管理者 原田奈央

様の責任で購入していただきます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店(営業所)での取引に関する責任者です。 この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮な〈上記の取扱責任者 にお尋ね〈ださい。